

平成 14 年 6 月 4 日

独立行政法人 国立環境研究所
理事長 合志陽一 殿

監事 富浦



監事 大塚



監査報告書の提出について

私ども監事は、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

監査報告書

私ども監事は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第1期事業年度における業務の執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査の方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、業務の分担等に従い、理事会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決済書類等を閲覧しました。更に、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取すると共に書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。財産の状況に関しては、たな卸資産の実地たな卸に立会いその集計結果を検討すると共に、銀行残高証明書・固定資産評価証明書の査閲等により調査いたしました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書。以下、「財務諸表」という。）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書につき検討を加えました。

理事長と当研究所との利益相反取引並びに理事長及び理事の当研究所業務以外の業務の実施に関しては、必要に応じて理事長及び理事から報告を求め調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、当研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認める。

- (4) 事業報告書は、当研究所の状況（会計に関する部分に限る。）を正しく示していると認める。
- (5) 決算報告書は、当研究所の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (6) 業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められない。

なお、理事長と当研究所との利益相反取引並びに理事長及び理事の当研究所業務以外の業務の実施は認められない。

平成 14 年 6 月 4 日

独立行政法人国立環境研究所

監 事 篠浦 梓
監 事 大塚 宏